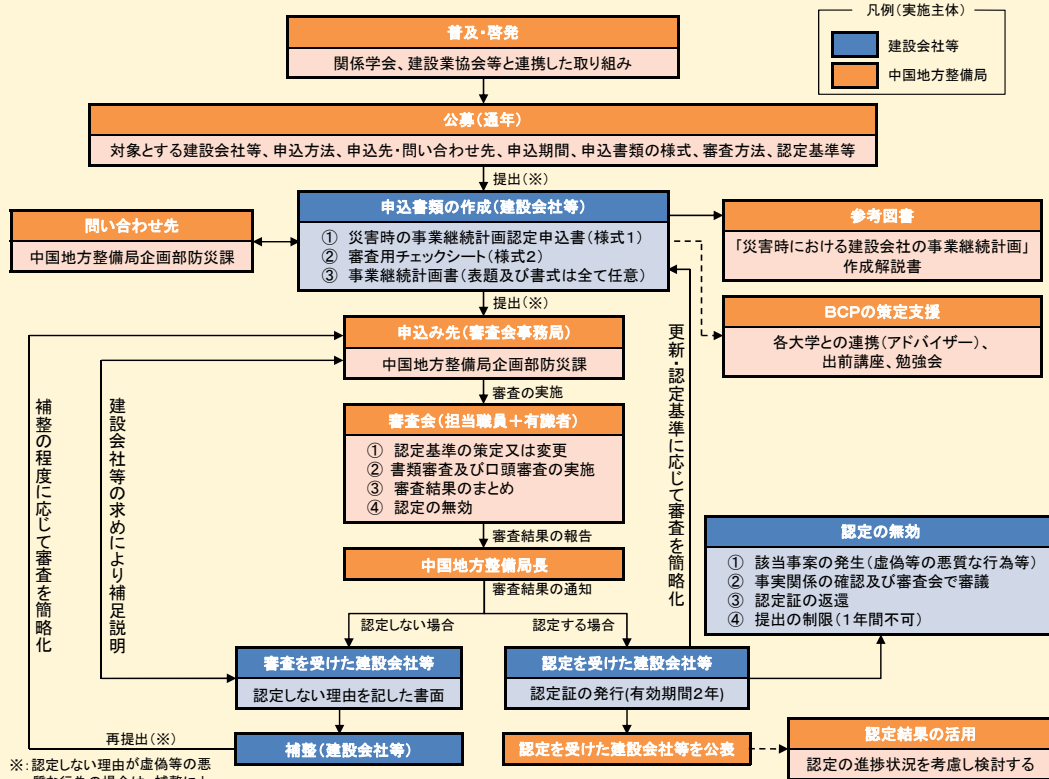


中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



※: 認定しない理由が虚偽等の悪質な行為の場合は、補正による再提出は不可及び申込み書類の提出は1年間不可。

勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみなさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申込み・お問い合わせ先』までご連絡ください。

審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。
審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

本制度の実施要領や申込書、チェックシート、作成解説書のデータ等は、下記からダウンロードできます。

『中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領』
<http://www.cgr.mit.go.jp/kensetsubcp.htm>

申込み・お問い合わせ先	国土交通省中国地方整備局企画部防災課
住所	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
電話番号	082-221-9231(代)

BCP認定制度開始

中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度を開始します。平成23年3月11日の東日本大震災以降、BCPの重要性が再認識されるようになりました。
災害時に地域を支えるためには、地域建設業のみなさまのご協力が必要です。



BCPがないと...



BCPがある

企業を存続できる

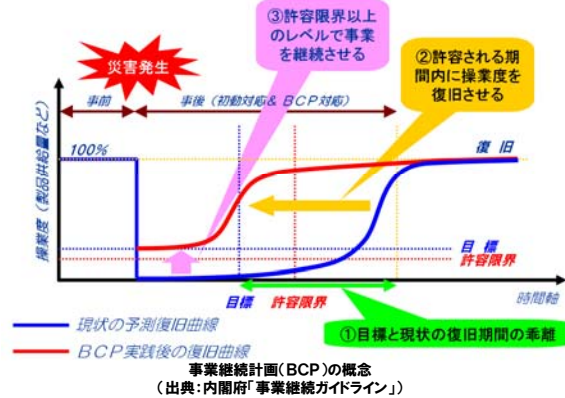
従業員を守ることができる

地域に貢献できる

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

1. 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。
2. 重要業務のそれぞれについて実施、稼働、復旧などの目標時間を設定します。
3. 重要業務の実施または継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、実施又は復旧の制約となりがちな重要な要素・資源(ボトルネック)を洗い出し、それらに重点的に対処します。
4. 常に最新の企業の実態や情報を反映するようにするため、定期的な更新、経営層による見直しなどが不可欠です。

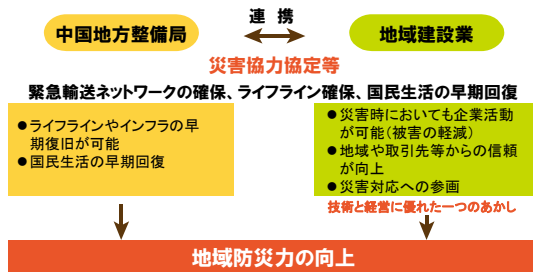


事業継続の取り組みは、従来の防災対策に以上のような新たな考え方や手法を加えるものと理解していただき、これまで行っていた防災計画や防災対策を基礎としつつ、発展させるものと考えてください。

【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

災害時には、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るため、官民一体となった災害応急対策が求められます。中でも道路等の啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。

さらに、災害により建設会社等自らが被害を受けた場合には、①従業員を守ること、②企業を存続させることが、企業としての信頼性及び地域貢献など社会的な評価を左右することにもなります。これら災害時の事業活動に必要な事項(事業継続計画)をあらかじめ定めておくことは、技術と経営に優れた企業の証でもあります。



宮城県 気仙沼市 国道45号



国土交通省 東北地方整備局資料

岩手県 山田町 国道45号



国土交通省 東北地方整備局資料

福島県 いわき市 国道6号



国土交通省 東北地方整備局資料

【BCPの効果】

事例 被災1時間後から業務開始

仙台市若林区に本社を置くK建設(仮名)は、BCPの発動により地震発生1時間後から区の要請を受け、道路の安全点検を行うなどの業務を開始した。

■K社BCPの目的

- 従業員を守る
- 企業を存続させる
- 地域の活力を守る

BCPを勉強していくうちに、地域を支える建設会社にごそBCPが必要だと確信し、全社を挙げてBCP策定に取り組んだ。(社長談)

■目標復旧時間

- インフラ復旧協力体制づくり 24時間以内
- 施工中物件の二次災害防止と被害報告 24時間以内
- 施工物件の被害状況と顧客フォロー 48時間以内
- 施工物件の応急措置完了 72時間以内

■被害想定

- 震度6以上の地震 → 自社施設は使用不可能(電気6日、ガス53日、下水道が50日止まる想定)
- 10メートル超の津波

■その他の特徴

- 2ヶ月取入が途絶えても人件費などが支払えるよう資金を確保していた
- 電子データは、2重、3重のバックアップを取っていた



企業データ

K建設株式会社(仮名)
 ■ 事業内容: 総合建設業
 (建築・土木施工管理業務)
 ■ 本社: 仙台市若林区
 ■ 社員数: 35人(平成21年9月)

出典:「リスク対策.com 2011/05」

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申込書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申込書類に基づく「書類審査」と建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図っていきます。